

福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、福山市及び笠岡市の区域内において地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、福山・笠岡地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県福山市東桜町3番5号に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長1名、副会長若干名及び委員をもって組織する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、別表第1に掲げる団体又は機関等の代表者、若しくは当該代表者に指名された者とする。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(顧問)

第6条の2 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ、協議会の運営や専門分野における技術的助言を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議決は、出席委員（第6項に規定する代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議へ出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 委員は、会議に代理人を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員はこの限りでない。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（書面審議）

第8条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

（協議結果の尊重義務）

第9条 協議会で協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（地域部会）

第10条 第3条各号に掲げる事業について、福山市及び笠岡市それぞれの行政区域内における専門的な調査、検討その他必要な調整等を行うため、協議会に福山地域部会及び笠岡地域部会（以下、総称して「地域部会」という。）を置く。

- 2 地域部会の委員は、別表第2に掲げる団体又は機関等の代表者、若しくは当該代表者に指名された者とする。
- 3 それぞれの地域部会に部会長、副部会長各1名を置き、それぞれの地域部会の委員の互選により定める。
- 4 地域部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。

（分科会）

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討その他必要な調整等を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、福山市と笠岡市とが共同してその任にあたる。
- 3 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 4 事務局の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第14条 協議会の出納を監査するため、協議会に監事2人を置く。

- 2 監事は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第16条 協議会の会長、副会長、委員、地域部会の委員、及び第7条第5項の規定により会議への出席を求められた委員以外の者は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項に規定する費用弁償等の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、2016年（平成28年）4月11日から施行する。

(経過措置)

網形成計画が作成されるまでの間、第3条第2号及び第3号に規定する協議会の事業については、これらの号の規定にかかわらず、「網形成計画」とあるのは「福山市生活バス交通利用促進計画及び笠岡市地域公共交通総合連携計画」と読み替えて適用する。この場合において、福山市生活バス交通利用促進計画に関する事業については福山地域部会が所掌し、笠岡市地域公共交通総合連携計画に関する事業については笠岡地域部会が所掌する。

附 則

(施行期日)

この規約は、2018年（平成30年）8月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、2022年（令和4年）2月3日から施行する
（経過措置）

2 公共交通計画が作成されるまでの間、第3条第2号及び第3号に規定する協議会の事業については、これらの号の規定にかかわらず、「公共交通計画」とあるのは「福山・笠岡地域公共交通網形成計画」と読み替えて適用する。

附 則

（施行期日）

この規約は、2023年（令和5年）3月1日から施行する。

（施行期日）

この規約は、2024年（令和6年）2月7日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

区 分	団体又は機関等
地方公共団体	福山市
	笠岡市
関係する公共交通事業者等	株式会社中国バス
	鞆鉄道株式会社
	株式会社井笠バスカンパニー
	北振バス株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社広島支社
	井原鉄道株式会社
	走島汽船有限会社
	笠岡地区旅客船協会
	一般社団法人広島県タクシー協会東部支部
	一般社団法人岡山県タクシー協会井笠支部
道路管理者・港湾管理者	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所
	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所
	広島県東部建設事務所
	岡山県備中県民局
公安委員会	広島県警察福山東警察署
	岡山県警察笠岡警察署
地域公共交通の利用者	福山市自治会連合会
	笠岡市行政協力委員長協議会
学識経験者	広島県内の公共交通に精通した大学教授等
	岡山県内の公共交通に精通した大学教授等
その他地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国運輸局
	広島県地域政策局交通対策担当
	岡山県県民生活部県民生活交通課

別表第2（第10条関係）

名称	区分	団体又は機関等
福山地域部会	地方公共団体	福山市
	関係する公共交通事業者等	株式会社中国バス
		鞆鉄道株式会社
		株式会社井笠バスカンパニー
		北振バス株式会社
		西日本旅客鉄道株式会社広島支社
		井原鉄道株式会社
		走島汽船有限会社
		一般社団法人広島県タクシー協会東部支部
		アサヒタクシー株式会社
		アシナトランジット株式会社
		有限会社谷本タクシー
		中央交通有限会社
		中国タクシー株式会社
		ニコニコ観光株式会社
		日の丸タクシー株式会社
		グリーンタクシー株式会社
	道路管理者・港湾管理者	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所
		広島県東部建設事務所
	公安委員会	広島県警察福山東警察署
	地域公共交通の利用者	福山市自治会連合会
		福山市女性連絡協議会
		社会福祉法人福山市社会福祉協議会
	学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
	その他地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国運輸局広島運輸支局
		広島県地域政策局交通対策担当
		福山商工会議所
		連合広島東部地域協議会福山地区連絡会
笠岡地域部会	地方公共団体	笠岡市
	関係する公共交通事業者等	株式会社井笠バスカンパニー
		西日本旅客鉄道株式会社岡山支社
		笠岡地区旅客船協会
		一般社団法人岡山県タクシー協会笠岡支部
	道路管理者・港湾管理者	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所
		岡山県備中県民局
	公安委員会	岡山県警察笠岡警察署
	地域公共交通の利用者	笠岡市行政協力委員長協議会
		笠岡市婦人協議会

		笠岡老人クラブ連合会
		笠岡市民
	学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
	その他地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国運輸局岡山運輸支局
		岡山県県民生活部県民生活交通課
		井笠バス労働組合